仕　様　書

地方独立行政法人京都市立病院機構　担当：京都市立京北病院

<table>
<tr><td>件　　　名</td><td>京都市立京北病院救急自動車の調達</td></tr>
<tr><td>納　期　限</td><td>平成２８年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td>契約内容
及び条件等</td><td>１　調達物件及び数量
救急自動車　　　　１台
救急自動車（以下「救急車」という。）は，この仕様書に定めるもののほか，次に掲げる関係法令，通達に適合し，緊急自動車として公安委員会の承認の得られる要件を具備しているものであること。
（１）道路運送車両法（昭和２６年法律6月１日第１８５号）
（２）道路運送車両法の保安基準（昭和２６年７月２８日運輸省令第６７号）
（３）救急業務実施基準（昭和３９年３月３日付け自消甲教発第６号通知）
（４）その他関係法令等

２　車両及び医療機器の仕様
別紙「調達する救急車の仕様詳細」のとおり

３　製作上の問題処理
車両の製作に当たっては次に掲げる事項を遵守すること。
（１）仕様内容に疑義が生じた場合は，速やかに当機構と協議すること。
（２）仕様内容の解釈について相違がある場合は，当機構の解釈に従うこと。
（３）仕様の変更が必要な場合，又は不審な点が生じた場合は，当機構に連絡のうえ，その承認又は指示を受けること。
（４）車両，艤装品，付属品等はすべて新品であること。
（５）製作に当たり，工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は，受注者においてこれらの問題を解決し，その旨を当機構に報告すること。

４　提出書類
（１）事前提出資料（提出部数は特に指定するものを除き各１部）
受注者は，製作に先立ち次の図書を作業開始前までに速やかに提出し，承認を受けるとともに細部にわたり十分な打合せを実施のうえ当機構の指示を受けるものとする。
ア　落札価格内訳明細書
イ　シャシ諸元明細書</td></tr>
</table>

	ウ　電気系統配線図 エ　艤装外観４面図 オ　医療機器類車内レイアウト図 カ　その他当機構が指定する書類 …　指定する部数 （２）納入時提出資料（提出部数は特に指定するものを除き各１部） 受注者は，納入時に次の図書を提出するものとする。 ア　最終艤装外観４面図 イ　緊急自動車取扱説明書 ・シャシ取扱説明書（シャシ取付品を含む。） ・装備品取扱説明書（電子サイレンアンプ，赤色警光灯類，インバーター，その他取付品・積載品・付属品等） ウ　全装備品リスト（医療機器類を含む。） ・装備品一覧表（品名，数量，製作会社名，電話番号，型式明示） ・装備品の仕様明細書（諸元明示） ・装備品のカタログ又は写し エ　納品書 オ　緊急自動車届出確認書 カ　車検証 キ　自賠責保険証書 ク　車庫証明書 ケ　リサイクル券 コ　改造自動車等審査届出書写し （３）図面は，すべてＡ２判又はＡ３判とすること。 ５　検査 （１）受注者は当機構が行う検査を受けること。 （２）検査は，中間検査及び完成検査（納入時）とする。受注者は検査が可能となりしだい，　速やかに当機構に連絡のうえ指示を受けるものとする。 （３）中間検査は，架装完了時の状態を目視で確認するとともに製作工程を確認するものとする。 （４）完成検査は，当機構が指示する日時及び場所で次のとおり検査を行うものとする。 なお，検査の結果，不適合または不合格と認められるものについては，当機構の指示する日までに交換，補修，改造等を行い，再度検査を受けるものとする。 ア　車体の外観及び寸法 イ　車体の塗装の状態 ウ　走行テスト

エ　医療機器類及び車両装備の取付積載状況と数量
オ　医療機器類及び車両装備の動作状況

6　設置条件
（1）受注者は，各部給脂等点検整備を入念に実施し，燃料を満タンにして納入すること。
（2）車両の取り扱いについて，当機構の指定した日時・場所で，設置の管理者，運用者に技術指導及び説明を行うこと。
（3）納入場所は，当機構が指定する場所とし，検収を受けるものとする。
（4）車両の納入は，自動車新規登録後，速やかに行うこと。また，納入までに緊急自動車届出も済ませ，各種装備や医療機器類を全て取付けた状態で納入すること。

7　保証
（1）救急車の保証期間は納入後１年間とし，メーカー公表の保証期間が１年より長期となる場合は，メーカーの指定する期間とする。
ただし，保証期間以後であっても設計不良，工作不良，材質不良に起因する不都合が生じた場合は，受注者が無償で部品の交換又は修理を行うこと。
（2）本車両に障害が生じた場合，復旧のための迅速な対応が行えること。
（3）サービスエンジニア体制が整っていること。

8　登録費用等の負担
契約価格には，救急車の新規登録に要する費用（自動車損害賠償責任保険（２５箇月）をはじめとする各種税金，完成車の登録手続，車庫証明，車検，回送など納車までに要する各種費用）をすべて含むものとする。
また，現在使用している既存の救急車の廃車費用も含むこと。

9　登録の代行
救急車製作完了後，新規登録のための手続きを受注者が代行し，近畿運輸局京都運輸支局長の行う当該検査に合格させること。

10　事故防止
架装及び車両の移動に当たっては，事故防止に万全の注意を払い，万一事故が発生した場合は，速やかに当機構に連絡するとともに，その被害等について一切の責任を負うこと。

11　補則

（1）契約後に要する費用はすべて受注者が負担すること。

（2）各部の構造，装置は堅牢で十分な耐久性を有し，医療機器類や装備は走行中の振動等により移動又は破損が生じないように安全確実に固定することが容易に可能で，かつ必要時にはすべてのものが速やかに使用出来る状態であること。

（3）緊急自動車取扱説明書，医療機器類取扱説明書，医療機器類を含む全装備品リストの各１部は車内の適切な場所に専用の収納スペースを設け，説明書等が収納されていることが明らかであるように表示のうえ，必要時には直ちに確認できるようにすること。

（4）受注者は納入後旧車両を持ち帰り，廃棄処分すること。

（5）本仕様書に基づかない装備品・積載品の追加及び仕様細部の変更等については，当機構に連絡の上，承認又は指示を受けること。

（6）公表している標準取付品及び付属品等は全て納入すること。また，本仕様書に記載が無い事項でも，運用に当然必要なものについては，付加すること。

（7）業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

12　支払方法

納入の翌月払いとする。

13　その他

（1）納品方法

期限までに京北病院担当者の指定する場所に納入・設置の後，稼働可能な状況にすること。

（2）その他詳細は，京北病院担当者の指示によること。

別紙　調達する救急車の仕様詳細

車両及び医療機器の仕様は次のとおりとする。

なお，同等品は可とする。ただし，第２の１（１）で指定する機器を除く。

適合参考物品以外で応札する場合には，入札日３日前（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）までに当機構に対し，規格等の各項目が適合参考物品以上の性能・機能等を有していることを証明する書類（カタログ等を含む。）を提出し，当機構の承認を得ること。

第１　車両本体の仕様

１　主要諸元

（１）車両寸法

ア　車両：全長 5,600 ㎜未満 全幅 1,900 ㎜未満 全高 2,500 ㎜未満

イ　患者室：全長 3,300 ㎜以上 室内幅 1,520 ㎜以上 室内高 1,500 ㎜以上

（２）定員

乗車定員は９名以上とすること。

（３）座席（患者室）

座席は前向き１名，横向き４名を有すること。

（４）エンジン

ガソリンエンジンで排気量は 2,690cc 以上であること。

（５）変速装置

オートマチックで５段以上の変速が可能であること。

（６）安全装置

運転席エアバッグ ＡＢＳ を備えること。

（７）視界装置

マルチリフレクターハロゲンヘッドランプ（マニュアルレベリング機能付き）を有すること。

（８）環境性能

平成１７年度基準排出ガス５０％低減に適合していること。

（９）装備品

ア　メーカーが公表した標準装備品はすべて納入すること。

ただし，この仕様書で指定したものと重複するものについては除くことができる。

イ　以下の装備品は全て車両メーカーのオプションもしくは純正品を使用すること。

（ア）リアヒーター・リアクーラーを備えること。

（イ）バックモニターが表示できる機能をつけること。

（ウ）ゴム製のフロアマットを備えること。

（エ）フロントドアの窓にはプラスチック製バイザーを備えること。

ウ　特別仕様

（ア）車体上部前面にブーメランタイプのＬＥＤの散光式警光灯を有すること。

（イ）車体上部後方にＬＥＤの散光式警光灯を有すること。

（ウ）車体前方にＬＥＤの散光式警光灯を内蔵したスピーカーを有すること。

（エ）サイレンは「緊急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和４５年消防防第３３７号通知）の別紙「救急自動車に備えるサイレンの概要」に適合するものであること。

（オ）電子サイレンアンプは，ホーン連動によりピーポー音とサイレン音が切り替え吹鳴する構造とすること。

（カ）車体の左右側面に「京都市立京北病院」と表記すること。（色，字体，文字の大きさ，位置等は別途協議する。）

（キ）天井に換気扇を備えること。

（ク）車両の側面に外部電源コンセントを備えること。

（ケ）車両が稼働せず，外部電源コンセントを使用し電力を供給されている時は，車両に設置されたコンセントに電力を供給するとともに，始動用バッテリーに対しても自動的に充電を実施しながら，自動的に過充電や過放電を防ぎ，常に最良の状態に保つ機能を有すること。

（コ）エンジン稼働中は，患者室に設置しているコンセントに，全ての医療機器や装備に十分な電力を供給できる能力を有する発電機とインバーターを備えること。

エ　運転席まわり

（ア）音声合成装置内蔵のサイレンアンプとマイクを装備すること。

（イ）警告灯，サイレン，マイク等は車内の運転席，助手席から安易に操作が出来ること。

（ウ）助手席には有効なＬＥＤ灯を備え夜間でも書類等が確認出来ること。

オ　患者室まわり

（ア）患者室の床面は水洗いが可能なロンリューム構造とすること。

（イ）患者室の床材は抗菌性と抗カビ性を有しワックスが不要なビニル床シートを使用すること。

（ウ）患者室で適切な治療が実施できるように，充分な照度を備えたＬＥＤ照明を適切に配置すること。

（エ）患者室側面には機材収納庫を備えていること。

（オ）患者室の機材収納庫には医療機器類を適切に収納出来ること。

（カ）横向き座席は，側方に容易に折りたためること。

（キ）患者室には有効なアシストバーを備え，指示する位置にネットを２箇所以上有していること。

（ク）患者室には交流１００Ｖ，直流１２Ｖ電源を有する接地極付きのコンセントを必要数有すること。

（ケ）患者室窓ガラス下部２/３をすりガラス模様張りとすること。

第２　医療機器類の仕様

車両内部（患者室）に装備する医療機器類等は次のとおりとする。

ただし，納入・設置に当たり，２に記載する条件を満たしていることとし，１（２）に記載の医療機器等については当機構からの支給品とする。

１　医療機器類等

（1）ストレッチャー

ア　患者搬送用ストレッチャーは，現在救急車に搭載及び使用しているものを載せ替えるため，同品を搭載して安全に搬入出できるような構造の嵩上げ台を有していること。

イ　患者搬送用ストレッチャーを確実に固定できる固定装置を嵩上げ台に取付けること。

（2）酸素関連品（支給品）

以下の物品はすべて当機構から支給品とするので,各物品を当機構の指示する位置に取り付けること。

ア　酸素吸入装置オキシパック　：１台
　日本船舶薬品株式会社ＯＸ－ＦＤＸ（川重チャック１口，ジュンロン２口）

イ　高圧ニードル用減圧弁（酸素用）　：２個
　日本船舶薬品株式会社　ヨーク型ジュンロンチャック付き

ウ　三方チーズ　※酸素用　：1個
　日本船舶薬品株式会社　両端６０ｃｍジュンロンチャック付き

エ　配管ホース　※酸素用　：1本
　日本船舶薬品株式会社（緑）７ｍ

オ　酸素ボンベ(医療用酸素充填済み）　：２本
　日本船舶薬品株式会社　９．４Ｌ　アルミ製ロレットバルブタイプ

カ　酸素ボンベ固定金具　：２組
　日本船舶薬品株式会社　１０Ｌ用　上下分離型

２　必要条件

（1）医療機器等は使用していない場合，走行中に移動や落下しないよう確実に固定できるようにすること。

（2）各ボンベは車内に設置する際には確実に固定するだけでなく，車両走行に伴う振動で他のボンベや車体に当たることがないように十分な緩衝装置を備えること。